

令和4年度第2回公共事業評価専門委員会

日 時 令和4年11月18日（金）

10：00～12：00

会 場 県庁正庁

1. 開 会

2. 建設部技監あいさつ

3. 審 議

(1) 農林水産省所管事業（継続：6件、終了1件）

- ・ 所管課の説明（農地整備課）
- ・ 質疑、意見交換

(2) 建設部所管事業（継続：8件、終了4件）

- ・ 所管課の説明（都市計画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課）
- ・ 質疑、意見交換

4. その他

5. 閉 会

司会（畠山）

定刻前ではありますが、皆さんお揃いですので、ただいまから令和4年度第2回秋田県公共事業評価専門委員会を開催させていただきます。

この会議の進行に当たりましては、新型コロナウイルス感染防止のため休憩時間などをとりながら換気をしつつ進行させていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは初めに、建設部佐々木建設技監よりご挨拶申し上げます。

佐々木建設技監

建設技監の佐々木と申します。よろしくようお願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第1回公共事業評価専門委員会に関しましては今年9月に開催し、来年度の新規事業についていろいろご議論いただいたところであり、その結果が委員会翌日の地元新聞に掲載されまして、それを見た地元の市町村の関係者、県議会議員の方々から、相当お礼の言葉を多方面からいただき、改めて公共事業に対する期待の大きさや関心の深さ、そして本委員会の重要性を再認識したところであります。

本日の委員会では、2つの評価をお願いしているところであります。1つが継続評価ということで、既に着手している事業につきまして、事業の継続が妥当なのかという観点でご審議いただくことが1つ。もう1つが終了評価ということで、既に完了した事業につきまして、どのような効果が出ているかなどを紹介させていただいて、その結果を踏まえてご議論いただき、今後の公共事業に反映させるという趣旨で実施したいと考えております。

先日、公共事業の基礎となります国の補正予算が閣議決定されたところでありまして、その内容を見ますと、今までどおり国土強靱化のための予算や、農林サイドで言いますと、新しい営農スタイルに対応するための水田の基盤整備に対する予算等々、盛り込まれておりますが、ちょっと目新しいものでは、さきのウクライナ情勢で肥料が足りないということで、下水の汚泥を肥料化するための研究の予算というのが盛り込まれておりました。この事業につきましては、令和2年に、この委員会で、県南の方で実施する汚泥のコンポスト化施設について議論いただいたところであって、県が先行している形になっております。いずれにしても、その補正予算に関しましては、県に配分されたものにつきまして農林水産部、建設部ともに、しっかりと事業を実施していきたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、本日の委員会は、継続評価が農林水産部所管と建設部所

管合わせて14件、終了評価が5件という内容になっておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場で活発なご議論をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

司会

それではここからの進行は徳重委員長にお願いします。

徳重委員長、よろしくお願いいたします。

徳重委員長

おはようございます。本日も何卒よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

開催に当たりまして、委員総数10名のうち7名が出席ですので、秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、本日の委員会は12時終了を目処に進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い議事を進めていきますが、まず初めに、本日の委員会へ諮問があった事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局（佐々木）

建設政策課の佐々木です。よろしくお願いいたします。

諮問内容についてご説明いたします。

事務に配付させていただいた資料のうち、1ページの上部に「公共事業評価専門委員会の概要」と記載された資料をご覧ください。

2ページ目以降に「2 継続箇所評価」と3ページに「3 終了箇所評価」について記載がございます。

今回審議対象となる「継続箇所評価」につきましては、実施中の公共事業の継続や中止等の判断材料とするため、委員の皆様幅広く意見をいただくことを目的としております。

評価対象は、国庫補助事業については、農林水産省所管事業が着手後または継続箇所評価後6年目のもの、国土交通省所管事業が同じく5年目のものになります。また、県単独事業については、5年目で、かつ総事業費が5億円以上のものが対象になります。

「終了箇所評価」につきましては、県が実施した公共事業の有効性等の観点から適切な維持管理や利活用の検討を行い、同種事業の計画立案・調査等に反映するために委員の皆様から意見をいただくことを目的とするもので、評価対象は、総事業費10億円以上で、

事業終了から2年を経過した日が今年度に当たる事業が対象となります。

5ページの「審議箇所総括表」をお開きください。

この総括表にあります継続箇所評価14件、終了箇所評価5件、計19件について、今回の第2回委員会の開催に当たりまして、11月10日付けで知事から当委員会に調査・審議するよう諮問がなされております。

「継続箇所評価」の計14件のうち、農林水産部所管事業が6件、建設部所管事業が8件となっており、「終了箇所評価」は計5件のうち、農林水産部所管事業が1件、建設部所管事業が4件となっております。

6ページに「点数確認一覧表」を記載しております。

点数確認とは、新規評価後、あるいは前回の継続箇所評価実施後に3年を経過した事業について、事業担当課が評価基準点の再確認を行い、大きな変化がないか確認するものです。前回評価時から5点以上減点があった場合において、本委員会における審議対象とすることにしております。

今回の点数確認の結果については、資料の中の「点数確認」というインデックスを貼ったページに一覧表を綴じております。今回は5点以上の減点となった箇所はありませんでした。

委員の皆様からいただいたご意見につきましては、事業の実施等に可能な限り反映してまいりたいと考えておりますので、どうぞご審議よろしくお願いいたします。

徳重委員長

それでは早速、今回諮問のありました19件の事業について、調査審議を行います。

農林水産部所管事業と建設部所管事業に分けて意見などを伺いたいと思います。あらかじめ委員の皆様が資料が送付されておりますので、時間の都合上、県からは箇所を抽出して説明をお願いいたします。

それでは初めに、農林水産部所管の7件について審議を行います。

評価対象箇所が多いので、農地整備課所管事業から継続箇所・終了箇所をそれぞれ1か所ずつご説明をお願いします。よろしくお願いします。

大山農地整備課長

農地整備課の大山です。よろしくお願いいたします。

農地整備課所管の継続評価及び終了評価について説明いたします。

それではまず初めに、継続評価について説明いたします。

お手元の資料のA3の継続評価箇所の一覧表をご覧ください。農地整備課の継続評価地区一覧です。

6地区ありますが、うち4地区が「経営体育成基盤整備事業」、いわゆる「ほ場整備事業」です。4地区全てが採択後5年を経過した地区の継続評価となっており、うち1地区、農一継一〇四の畑屋中央地区ですが、工事内容等の変更により事業費が3割以上増ということにも該当しております。

ほ場整備事業の効果を簡単に申し上げますと、農地の区画を大きくして、併せて用排水路や農道を整備することで農作業の効率化を図り、また、担い手による大規模な経営が可能になります。また、ほ場の下に穴あき管を埋設する「暗渠排水」などで農地の水はけを良くすることにより、湿害を防ぎ、大豆や野菜類の作付けを可能とすることで、農業経営の複合化が進むものと考えております。これらにより、効率的で収益性の高い農業の実現を図ることが主な目的となっております。

このほか、ほ場整備事業では、担い手の育成や担い手への農地集積・集約化の面でも大きな成果を上げておりまして、県では、農地中間管理事業による農地集積、園芸メガ団地等の園芸振興施策とともに三位一体で推進する「あきた型ほ場整備」を推進しているところです。

次に、ほ場整備事業以外の2地区ですが、「農地地すべり対策事業」となっております。2地区ともに前回評価を平成28年度に実施しており、5年を経過したことから継続評価にあがったものです。

農地地すべり対策事業は、地すべり防止施設の施工により、区域内的の農地や農業用施設、一般家屋や公共施設を地すべり被害から守ることを目的としております。地すべり対策には、地すべり機構の解析や地すべり防止工事の実施、そして対策後の効果判定調査を一体で行うことが必要であり、それぞれに一定の期間を要することから長期化する傾向にありますが、いずれのこの2地区とも令和5年度に概成する見込みとしております。

個別の地区の説明ですが、ほ場整備事業の中で最も事業規模が大きく、「あきた型ほ場整備」として園芸メガ団地事業を活用した取組を行っている、大仙市「畑屋中央地区」についてご説明いたします。

インデックスの農一継一〇四をお開きください。

時間も限られておりますので、要点のみ説明させていただきます。

まず「事業概要」についてですが、事業期間は、平成29年度から令和6年度までの8

年間、総事業費は71.9億円、事業規模は区画整理291.5ヘクタールです。

「事業の立案に至る背景」及び「事業目的」ですが、記載のとおり、地域農業の新たな展開に向けた機運が高まった中で、農地の大区画化や汎用化等により生産基盤を整備するとともに、既設農業法人や事業を契機として設立する農業法人に農地を集積し、水稻を主体としつつも、きゅうりなどの収益性の高い作物を導入し、複合型の農業を確立することとしております。

「事業の内訳・内容」についてですが、詳細は記載のとおりですが、美郷町教育委員会と協議を進めた結果、地区内に存在する遺跡の保護が必要になったため盛土工事が追加になったほか、現地において多量の湧水が確認され工事施工に多大な影響があったため、営農に支障を来すこともあり、その湧水対策工事を行ったことにより、事業費は前回評価時から16億6,400万円が増加となっております。

「事業の進捗状況」ですが、昨年度末までの進捗率が88%となっており、令和5年度に暗渠排水を施工した後、令和6年度に換地処分を行って完了する予定です。

1ページの一歩下の「事業効果把握の手法及び効果」ですが、指標は「担い手への農地集積率」としており、令和3年度時点の達成率は96.2%となっております。

2ページをご覧ください。

「所管課の自己評価」についてですが、記載のとおり各観点で評価が高く、93点でランクIとなっております。

若干資料が飛びまして、6ページをご覧ください。

評価内容に関する地区の状況を説明させていただきます。

左側の中ほどに「担い手への農地集積の取組」を記載しています。R3実績として、5つの農地所有適格法人が設立され、245.3ヘクタールを集積し、集積率は84.2%となっており、計画の集積率87.5%の達成に近い状況となっております。

その下が事業を契機に設立された法人の概要になりますが、農事組合法人中野園では、ネットワーク型のメガ団地としてきゅうりに取り組んでおり、その他の法人でもねぎや枝豆等の高収益作物に順次取り組む予定としております。

このように、ほ場整備を契機に農地集積、複合経営が図られており、更なる経営発展が期待されるところであります。

以上のとおり、本地区はほ場整備による効果が大きく現れており、「総合評価」としても、事業完了に向けて本地区を継続することは妥当であると考えております。

「畑屋中央地区」の説明は以上です。

続いて終了箇所の説明をいたします。

資料は、お戻りいただきまして、先ほどのA3資料の次の次、終了評価の一覧表です。

今回の終了評価地区は1地区です。大仙市の「小神成太田地区」は、継続評価で説明したのと同じ「経営体育成基盤整備事業」です。総合評価はA、妥当性が高いという自己評価をしております。

その内容について説明いたしますので、インデックスの農-終-01、1ページをご覧ください。同じく要点を説明いたします。

「事業概要」についてですが、事業期間は平成25年度から令和2年度までの8年間、総事業費は26億2,600万円、事業規模は区画整理工163.3ヘクタールです。

次に、「事業費内訳内容及び要因変化」についてですが、前回評価計画時点から見ると、井戸移転補償の追加等により4,200万円の増額となっております。その結果、終了評価時の費用便益比は1.69となっております。

「目標達成率」についてですが、指標名は「担い手等への農地集積率」で、目標値83.9%に対し、令和3年度末時点で137ヘクタールが集積され、83.9%の実績となっております。達成率は100%です。

次に、「自然環境の変化」、「社会経済情勢の変化」、「事業終了後の問題点及び管理・利用状況」については、記載のとおりです。

資料2ページをご覧ください。

「住民満足度等の状況」については、受益者と非農家を対象に今年8月にアンケート調査を実施しております。

6ページのアンケート調査結果をご覧ください。

調査結果について、受益者からの回答ですが、設問1の農地の集約化については、「概ね一つの団地」、「ある程度まとまっている」を合わせて90%、設問2の農作業効率については、「良くなった」、「やや良くなった」を合わせて95%、設問3の乾田化効果については、「良くなった」、「やや良くなった」を合わせて85%と良い評価を得ております。総じてみますと、7ページの設問8にあるとおり、満足度といたしましては、「満足」、「ほぼ満足」を合わせて74%という結果となっております。

8ページをご覧ください。

非農家からの回答ですが、設問6のほ場整備の評価については、「実施して良かった」

が77%との結果になっております。こうした結果から、地域住民からも高い満足度が得られているというふうに考えております。

資料2ページにお戻りください。

2の所管課の自己評価について、「有効性」は、先ほどの説明のとおり、アンケート調査では満足度が高く、事業効果についても農地集積割合の達成率が100%となっており、合わせた評価結果はAとしております。

「効率性」につきましては、事業の経済性の妥当性として、費用便益比が1.69となっておりますのでA評価としております。

「総合評価」といたしましては、全ての評価項目がA判定なので、Aの妥当性が高いというふうに区分しております。

資料5ページをご覧ください。

概要について若干触れさせていただきます。

本地区に関連する農業法人について記載してございます。

営農につきましては、枝豆等の高収益作物に取り組み、令和4年度からはネギの試験栽培を開始、今後の生産拡大を目指しているところであり、人手の必要な集出荷作業においては、周辺地域の雇用創出にも寄与しているところです。また、ベゴニアやパンジー等の苗を栽培し、多面的活動組織や学校などに販売することで、収益向上を図るとともに地域共同活動にも貢献しているところです。

お手数ですが、また2ページにお戻りください。

3の評価結果の同種事業への反映状況等については、ほ場整備を契機として設立された農業法人など地域の中核となる組織が体質強化を図っていくことが地域農業の発展につながることから、引き続き農地集積による経営規模の拡大や、高収益作物の導入による複合経営への取組を一層推進していきたいと考えております。

以上が農地整備課所管の「継続地区」及び「終了地区」についての説明でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

徳重委員長

ありがとうございました。ただいま農林水産部所管2件についてご説明いただきましたが、その他の箇所も含めて質疑・意見交換に入りたいと思います。

まず、欠席者の小山委員から幾つか質問がありますので、そこから始めたいと思います。

4つあります。

1つ目が、農林水産部共通で、別表6の公共事業箇所評価基準に評価内訳がありますが、熟度の「環境保全の配慮」という項目の概要欄に記載されている濁水流出防止とはどのような対策でしょうかというご質問ですが、いかがでしょうか。

大山農地整備課長

濁水流出防止については、工事をする際に重機等が移動して地域の排水が濁ってしまうことがあるため、施工区域最下流部の排水が集まるところに土のう等を使って沈砂池をつくり、砂を下の方にためて上水だけを流すという処理をしております。

徳重委員長

分かりました。

2つ目ですが、農一継一〇1の2に「有効性」という欄があり、農地集積率の目標値が66%と低いように思いますが、理由は何でしょうかというご質問です。

大山農地整備課長

6ページに法人を記載しておりますが、あさかわファームというものがあり、この法人の設立が、当初計画では平成29年度でしたが、設立が令和2年1月末にずれ込んでおり、その法人への農地集積が少し遅れているため66%という数字になっております。現在は既に法人が設立され、農地集積が進んでいる状況ですので、目標は達成できると見込んでおります。

徳重委員長

そうすると、今後の展開次第で66%という目標値が少しずつシフトしていくということでしょうか。

大山農地整備課長

6ページに記載しているとおり、計画としましては、集積目標を94.8%としており、そこを目指してまいります。

徳重委員長

分かりました。ありがとうございます。

3つ目ですが、農一継一〇3で、事業箇所が小山委員の近くでよく見るそうですが、奥の方まで見えませんが、ハウス栽培をやっていることは見てとれ、20年ほど全国一斉の水質調査を子どもたちとやっており、横山金足線沿いの太平川、大戸川、猿田川は6月に簡易測定しているが、今年の大戸川は水がほとんどなく、汲む場所を変えて川に降りてやっと汲んできましたと。こんな年はなかったので驚いたのですが、農業に影響は出な

かったのか心配でしたというコメントですが、何かありますか。

大山農地整備課長

この大戸百崎地区については、地区の上流部の方で取水してございます。そこである程度の量を取水するので、そこから下の排水路になっている大戸川は若干水位は低く見えるものでございますけれども、まず今年については営農は全然支障がなかったと聞いております。

徳重委員長

用排水も特に問題なかったという理解でよろしいでしょうか。

大山農地整備課長

そのように地元の中北手ファームから聞いております。

徳重委員長

分かりました。

小山委員から最後ですが、農一終一〇一で、自然環境への変化というのは長期で観察していただきたいと。ただし、温暖化や気候変動の影響もあるので難しいところでもあると思いますと。7ページのアンケートの結果で、5-1と5-2で、農業経営ではほかに任せたいというのと後継者確保が課題とありますが、個人も組織も農地営農だけ任せたいのか、農地そのものを放棄したいのか、それによって担い手の育成の方法も変わってくると思いますがというコメントというかご意見ですが、何かございますでしょうか。

大山農地整備課長

まずは、その自然環境の変化に関してですが、当該地区は農業法人が営農し、水利施設を土地改良区が今後しっかり管理していくものと考えています。そうした中で、自然環境の観察は、記録までは難しいと思いますが、そこは当然営農をやっている中で気候変動などにも配慮した営農や管理がなされていくものだろうと考えてございます。

あと、後継者の問題につきましては、今回この調書にもありますけれども、地区内農地の8割弱が農地中間管理機構経由で農地中間管理権が設定され、一定の量は地域の担い手に移っているというところがございます。今後もそうした農業法人がしっかり集積を続けていって地域農業を守っていくというふうに進んでいくよう期待しているところがございます。

徳重委員長

ありがとうございます。

以上、小山委員の事前質問ですが、委員の皆様、何かご質問ございませんでしょうか。
では名取委員。

名取委員

前回の会議の後で公共事業について説明を事務局からしていただきまして理解深めました。ありがとうございました。それも踏まえてのコメントと質問になるかと思えます。広く関わる場所でもあるので全部まとめてお話しさせていただいて、その後お答えいただければと思います。

まず、私の専門分野は環境なので、その辺ちょっと注目しておりますが、環境面について数多くの検討をなされているというのを伺いました。それが分かるような資料になっているといろいろ検討するときには建設的なのかなと思いましたので、コメントさせていただきます。

あと、次、個別になるかと思えますが、事業費で、多くの事業で増額になっているかと思えます。人間が管理している環境の中でいろいろ緻密に計画して事業設計しているかと思えますが、5年経って事業費が2割、3割増加するというのは、どうしてこう起こるのかなというのが疑問に思ったところです。予算とか実施管理に何か課題・問題があったのではないかなと感じたのでコメントいただければと思います。

例えば、農一継一〇一は、2割増になっておりますが、3ページ目にある効率性の実施コストの縮減というところ、5点中5点になっています。2割増加しながらこあれ満点というのはどうなのかなというのがありましたので、お伺いしたいと思えます。

2ページ目3で具体的な対策の記載があるのがいいのではないかなというふうに思いましたので、コメントです。

それから、4ページ目の年効果額の評価で、農業者の高齢化、後継者不足というのが事業立案の背景、全ての事業に入っているところだと思えますが、後継者不足について事業立案の背景というふうに挙げられており、ここの耕作放棄地防止効果で年間5,000円ということになっています。これは低いかなというふうに見えるのですが、本当に5,000円なのかというのと、事業実施の効果に本当に表れているのかというのが疑問点であります。

それから、環境の視点で、やはりこの継続評価のところでも環境の視点が見られないので、何か見える形にできないかなというのがあります。生息環境ですとか地下水の涵養、水量調査などプラス面だけでなくマイナスになっているところもあると思えますが、そ

の点が挙がっていないので、その点の視点がないのか、あえて見ないようにしているのではないかというようにも考えてしまうので、検討の中に含めていただけたらと思います。農業経営の面ではプラスのことかもしれないですが、環境面で負の補助金というふうに言われる要素の中に入っているものも多くあるので、世界的に注目されているものです。これからまた注目が集まるところだと思うので、視点を持っておくことが大事かなと思います。

それから、効果の評価のところでは40年先をタイムフレームとして評価していますが、この農一継一〇一の場合は、初めは14人の担い手を集約して6名プラス1法人にという計画ですが、これを40年続く、続ける目処や方策というのは何か具体的にあるのかというのが疑問点としてありました。ソフト面がなかなか分からないので、効果を判断する妥当性がちょっと乏しいかなというふうに感じた次第です。

この終了評価のアンケートを見ても、先ほども触れられていましたが、後継者の目処が立たないというのを答えている受益者が多かったところと関連して、このソフト面の検討が大事かなと感じています。

最後に、農一終一〇一に関して出てくるんですが、自然環境の変化のところでは特になんという記載ですが、そのとおりとは信じがたいところだと思っています。農業者のアンケートでも、実際、受益者の視点で4割の人が生き物の機能が減退しているということを挙げています。その辺も含めて、環境に影響がなかったというのはちょっと視点が狭いかなというふうな感じがしています。

私から以上になります。

徳重委員長

ありがとうございます。名取委員からのご質問は恐らく7件に分割できるのかなと思いますが、1つ目は、全体的な評価として、最後の終了、農一終一〇一にもかかりますが、環境面に対する検討が分かるような資料をつけることは可能かどうかということですが、これは今後事務局でご検討いただくことなのかなと思っています。

2つ目ですが、事業費の増額はなぜでしょうかというご質問だったかと思いますが、今のこの場でのご回答が可能であれば、可能な範囲でお答えいただければと思います。

大山農地整備課長

ほ場整備事業の場合、ボーリング調査等の地質調査は詳細に行っておらず、実際に工事着手した際に湧水等が発生し、対策工事が必要になる場合があります。また、今回この中

では埋蔵文化財が、既に知られている埋蔵文化財でなくて、新たに出てきたところがあり、調査した結果、しっかり盛土して保護しなければいけないという箇所が出てきたりしています。そうしたことで、当初では分からなかった、地表面上では分からなかった変更要素というものが結構多いということでございます。そのほかには、費用対効果的には問題ないですが、地区の面積が増えたりということが多くございます。

徳重委員長

名取委員、そういうお答えですが、よろしいでしょうか。

名取委員

はい。

徳重委員長

3つ目ですね。後継者不足とか耕作放棄の支援をしていますが、その金額は今おっしゃっていただきましたが、実施効果はどうでしょうかというご質問です。

大山農地整備課長

最後の方の質問にも関連すると思いますが、やはり後継者対策として一番有効なのが、農家の世襲ではなく法人化してもらうということです。そこは当然経営の転換がどんどん図られていくほか、毎年どんどん農業外の人でも後継者に入ってくることができ、経営方針もどんどんリニューアルできるということで、農業法人が非常に長い間で持続的に発展していくためには有効であると考えてございまして、ほ場整備事業を契機に是非法人を設立してほしいと思っております。そうした中で、先ほどの資料の中にもいろいろありますが、各地域で話し合っただけで法人を設立してやっていっているということで、そうした法人が結構できてますので、40年続いてほしいですけれども、長くやっていただければというふうに考えてございます。

徳重委員長

法人化によって継続していきたいというご回答ですが、大丈夫ですか。

名取委員

はい。

徳重委員長

最後は、農一終一〇一の自然環境の変化はなかったというのはどうなんだろうという疑問が名取委員からご指摘ありましたが、環境保全の視点からするとプラスとマイナスの両方の視点があるのではないですかという、そういった視点の入れ込みというのは可能

でしょうかというご質問です。

大山農地整備課長

名取先生に農山村振興課より、事業開始時に環境評価の協議会を実施しているという説明があったと思います。その協議会の中で市町村が定める田園環境マスタープランとの整合だとか、協議会で出てきたその地域の生態系に対する様々な課題だとかに対する事業の対応として、今回は特になしという回答になってしまうわけですが、先ほど先生からのご質問にあったように、例えば調書には出てこないが、協議会の中で地域をしっかりと見回って、希少種などがいた場合はミティゲーションの原則に基づいて対応するなど、常に準備してございますので、調書の中にしっかりと盛り込んで表現していきたいと考えてございます。

徳重委員長

よろしいですか。

名取委員

はい。最初に触れた、環境面の様々な検討がなされているというのが資料の中で見えるようになっていると、このようなコメントはしなかったと思うので、資料の中で環境に対する取組について一言でも入っていると、全く評価されないで影響がなかったというようには見えないので、その辺重要ななと思いましたのでコメントしました。

大山農地整備課長

具体的に頭の中でイメージが湧くような表現をどこかでうまく入れ込むように、工夫したいと考えております。

徳重委員長

あるいは、この農一継、農一終の前に一枚物でもいいので、今おっしゃった協議会でこんな検討をしていますよというものを箇条書き程度にでもあると、資料の共有がしやすいかもしれませんね。全部の資料に入れ込むといふとなかなか大変だと思いますので、全ての検討の大前提として今ご説明があったようなことをもう既にされているわけですね。そうすると、協議会で、こういうことに関しては検討していますとか、次回でも結構ですので、A4一枚か半分か分かりませんが、そういう資料が少しでもあると理解がしやすいのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。7つのご質問と言いましたが、大体今の議論で収束したと思いますが、よろしいでしょうか、名取先生。

名取先生

はい。

徳重委員長

じゃあ込山委員いかがでしょう。

込山委員

実は幾つか重複する質問内容でした。半分コメントになるかもしれませんが、先ほどの農一終一〇一の生き物を育む機能が減退ということについて、こういう欠点の評価が4割あるというのがとても気になっていまして、どういうイメージでこの回答を回答者がしているのかなというのをいろいろ想像してみましたが、かなり漠然と、印象のビフォーアフターの比較で比べているのではないかと思いました。受益者に対する調査なので、実際にその環境にずっと触れ合ってきた方がそういう回答をしているというのは、やはり何らかの、例えば何か生き物が減ったということをもっと具体的にイメージとして持っているのではないかと思います。自由回答などで具体的なことをもし聞いてれば、教えていただきたいのですが、何か補足説明等がございますでしょうか。

大山農地整備課長

実際のところ、この減退しているという具体的なところまでは追求していないところがございます。今想定できるのは、ほ場整備の場合よく言われる、旧来の土水路がコンクリート装工に変わって生き物に影響を与える、というイメージを漠然と抱いていらっしゃるのかなという気はします。繰り返しになりますが、そうしたことに対してはいろいろ地区内も調査して、生き物がいた場合はしっかりこの対応をするということをやっておりますので、そうしたこともきちんと説明していくことで、こうした回答が減っていくのかなというふうに期待しているところでございます。

徳重委員長

ちなみに自由記述は、アンケートではあるものですか。整理が大変だと思いますけれども。

大山農地整備課長

ないということがございますので、これも今後工夫してまいります。

徳重委員長

やった方がいいのかどうかということもあると思いますが。込山委員、そんな感じがしますが、いかがですか。

込山委員

あと、将来的な話ですが、例えば生き物を育む機能が減退という回答が少ない事業が過去になかったのかということも気になっています。そういう少ない事業があれば、その事業がモデル的な位置づけとして捉えることができ、そのときに配慮した事業計画を新しい事業計画に生かしていくといったことも可能ではないかなと考えております。これはコメントです。

徳重委員長

はい、ありがとうございます。

込山委員

あともう一つお聞きしたいのですが、これかねてから気になっていたことで、最終的な総合評価とか、後継者の観点から重要ではないかと思うのですが、なかなかこれは難しい話かなと思いながらあえて聞きますが、高収益作物というのは何か具体的な定義があるのかということをお聞きしたいです。実は私、漠然とこの委員会やりながら、大豆や枝豆やネギかなと思いながら聞いていましたが、収益ということを簡単に考えると、経費がどれだけかかって、人手もかけずに儲かるものを栽培しているということを考えていく必要があるのかなと思いましたが、その辺の指標みたいなものはあるのでしょうか。

大山農地整備課長

高収益作物の概念といたしましては、米よりも収益が上がる、かけたお金よりも収益として米より儲けるものということになります。しかも、儲けるだけではなく、大豆や麦といった国の補助金などが入る作物に頼らずにしっかりと収益性を上げていくものを高収益作物としております。秋田県では、今頑張っているのが枝豆やねぎ、アスパラガスなどが主に該当します。

徳重委員長

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

相原委員

相原でございます。

農一終一〇一のアンケートの満足度、あとは非農家の方の評価ですが、資料の2ページにも住民満足度等ということで上の上、それから真ん中のあたりに有効性というところでコメントがありますが、受益者の方の74%が満足、ほぼ満足ということですが、その方たちよりも地域住民の評価が数字上高いということで、大変なお金をかけて時間もかけて、

言ってみれば受益者のためにやっているのです、私としては100%は無理にしても9割、せめて8割は欲しいなというのが正直なところですが、長年のアンケートでは大体こちら辺が相場なのかどうか分かりませんが、ここについては、受益者でどういったところが満足度が上がりにくかったか、もし把握していれば教えてください。

以上です。

大山農地整備課長

受益者のアンケートの場合は、営農に携わる方だけでなく、その農地の地権者も含まれます。地権者にアンケートした場合だと、法人等に貸し出し、地権者が実際に営農していないことから、事業効果を実感する場面が少なく、このような結果となったと考えております。地権者にとっては、事業の実施により、継続的な農地賃貸が担保されるというメリットを評価していただきたいと個人的に感じたところです。

相原委員

ありがとうございます。分かりました。

徳重委員長

ほかいかがですか。関口委員、どうぞ。

関口委員

農一継一〇五で、事業の進捗状況に、現在は地すべり防止効果の検証を行い、安全性を確認した上で事業終了予定というコメントがございますが、地すべり効果の検証はもう終了してらっしゃるということですか。

大山農地整備課長

地すべり対策事業につきましては、その5地区内の地すべりブロックというものが複数ございまして、最初それらにボーリング調査をして地すべり機構の解析をして、どんな対策・工法がいいのかということで、例えば、地下水を下げるなどの実際の対策工事をします。その後に、またそのボーリングを実施して、今後動きがないのかということをしっかり押さえるといったことを繰り返し実施しておりまして、ちょうどそれが全ブロックについて終了見込みが立ったということで、来年度終わる予定にしております。

関口委員

ということは動きがないという結果を得ているということですね。

大山農地整備課長

はい、そのとおりでございます。

関口委員

その結果を住民や関係各位に、判定結果が出た時点で説明はあるんですか。

大山農地整備課長

地域住民に対しての直接の説明会というのは開催していませんが、市町村等の関係者と、地盤変動が収まったので事業を完了するという話は進めてございます。

関口委員

その評価基準を住民に分かりやすく住民目線で説明することと、どのように評価すれば100%効果が達成されたと判定しているかの終点を住民と共有するべきではないかと思えます。今おっしゃったように説明していただければ、より理解が深まるのではないかと思えます。

大山農地整備課長

地すべり対策事業というのは、地元の農家にとっては効果を実感しづらい事業でございますので、関係者に対する安心感の与え方を、関係市町村とも相談しながら工夫してみたいと思えます。

徳重委員長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかいかがですか。永吉委員どうぞ。

永吉委員

もうお二人の委員から出ていることで、繰り返しになりますが、農一終の7ページで、環境の部分が多いなというところで、大分前のアンケートでは、ここの項目に「特になし」という項目がなく、その影響もあってか、前のアンケートではもっと、生き物の部分のところが大きく出ていたかと思えます。この「特になし」という部分の項目を設けたことで、最近の結果を見ますと、これも大分低くなっているのかなと思えます。いずれ委員長からのコメントにもありましたように、アンケートを実施する際、理解を助けるための資料があるだろうし、また、受益者も参加できるような、例えば一時的に元の土水路にいた生物を避難して、事業終了後に元に戻すといったイベント等を実施するとか、あるいは、なかなか時間が経たないとその生物が戻ってこないような、そういった効果はかなり遅く発揮されるようなもの等もあると思うので、その辺が伝わるような仕掛けが必要なのかなと感じております。実際、この7ページの受益者の意見でも、38%と高く出ていますし、8ページにあります非農家の方でも、「特になし」が非常に多いとはいえ、18%もやっ

ぱりここの部分を選択している人がいるということは、やはり何か工夫がいるのかなと感じているところでした。繰り返してみたいになりますが、意見でございます。

また、一つ質問ですが、その上の5-1で、農業経営の継承、個人と組織ということで2つありますが、ここの回答数が29ということで気になっていますが、少ない理由を教えてくださいと思います。

大山農地整備課長

受益者の回答数83名、つまり、全体回答者115名のうちの83名について、そのうちの29名しか回答がないというご質問ですが、そこは既にもう中間管理機構を通じてお渡ししているといえますか、管理権を預けて後継者の目処がある程度立っている人が、あえてここについては答えてなかった可能性があるのではないのかと考えているところです。

永吉委員

はい、ありがとうございます。分かりました。

徳重委員長

ほかいかがでしょう。じゃあ荻野委員。

荻野委員

私は地盤の専門家なので地すべりのことについてお尋ねします。

先ほど農-継-5の地すべり対策のご質問がありましたが、農-継-5の地すべりを見ますと、例えば3ページ目、沢内地区、大台工区の補足説明図を見ますと、確かに横ボーリングなどが適切に配置されており、その地すべりブロックの中に農地があり、まさに農地を守るために地すべり対策がなされたというのが非常によく分かりますが、農-継-6を見ますと、6も地すべりの対策だと思えますが、こちらは農-継-6の4ページ目で、写真がついたA4横の図を見ると、これは恐らく地すべりブロックが河岸の反対側にあり、攻撃斜面が末端部になっており地すべりが起きていると思えますが、地盤工学的な見地から見ると、この地すべりを止めるということは大事な事業だと思えますが、農政の見地から見ると、直接的には農地に関係していないようにも見えるため、これを農政の事業として地すべり対策を行ったのはなぜかということをもう少し説明をお願いできればと思います。

大山農地整備課長

この写真の場所ですが、ちょうど石沢川に流入するところで、左側の地すべりブロック図からも分かる通り、緑のところは地すべり防止区域として追加した地区でございます。

追加時の協議結果でございますが、この下に排水路等もあるため、そうした地形的な制約等により、農地整備課所管として実施しているということであります。

荻野委員

なるほど。分かりました。農政は農政、河川砂防は河川砂防で縦割りでやってしまうのも必ずしもいいとは思っておらず、柔軟に対応することは重要だと思いますので、そこら辺は非常によく分かります。ありがとうございました。

徳重委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょう。

先ほどから話題になっているように、アンケートについては、私は専門家ではありませんが、いつ、誰に、どのような質問を投げかけるのかというのが、環境でも農地整備でも重要だと思います。私はコンクリート工学が専門なので一時は環境の敵と言われていた時代がありましたが、時間が経つとコンクリートも環境と防災を両立してくれる良い材料という認識が増えてきました。先ほど農地整備課長からもお話がありましたが、どういうターゲットにどういう質問をするのか、いつするのかというのが非常に大事なのかなと思います。それから、最初に申し上げましたが、可能であれば結構ですので、環境について、どんな議論をどのような会議でしているかが分かる資料があれば、次回以降、我々も分かりやすいと思いますので、事務局でご準備いただければと思います。

ほぼ概ね意見が出揃ったと思いますが、いかがでしょう。

ここで一度休憩を挟みまして、休憩後、建設部所管の12件について審議を行っていただきます。その後に採決という形になりますのでよろしく願いいたします。

5分後を目処に再開したいと思いますのでよろしく願いいたします。

(休憩)

徳重委員長

それでは、再開いたします。

続きまして、建設部所管の12件について審議を行います。

都市計画課より継続箇所1か所、道路課、河川砂防課より終了箇所1か所ずつ、港湾空港課より継続箇所1か所のご説明をお願いいたします。

鈴木都市計画課長

都市計画課長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

都市計画課からは、継続評価「建－継－01」の地方街路交付金事業の都市計画道路新屋土崎線（旭南工区）につきましてご説明いたします。

建－継－01の最初に6ページをお開きください。

都市計画道路 新屋土崎線でございますが、都市計画決定されている路線の全体延長は1万3,980メートルであります。秋田市新屋地区から国道13号と交差する茨島交差点、秋田停車場線、通称竿燈大通りの山王十字路を經由いたしまして、秋田市土崎地区の国道7号と交差する土崎臨海十字路までの秋田都心部を縦断する路線であります。

上部に示しておりますのは位置図になりますけれども、今回の事業箇所につきましては、位置図中央の赤で表記いたしております、起点は茨島交差点付近の旭橋、終点はドン・キホーテがございます山王5丁目交差点の延長1,125メートルであります。

また、下の標準横断図に示すとおり、現状は変則的な3車線構造となっております、南に向かう茨島交差点方向は1車線、北に向かうドン・キホーテ方向が2車線となっております。このため、左下の写真にありますように慢性的な交通渋滞が発生しておりまして、さらに冬期につきましては、写真の右下でございますが、さらに混雑が悪化している状況であります。道路部分といたしましては、これを幅員20メートルで4車線化の整備を行うこととしております。

さらに、こちらの路線は旭南小学校の通学路にもなっておりますが、歩道の幅員が一番狭いところで1.6メートルということで、特に冬期における通学時の安全の確保が急務であることから、歩道の幅員も3メートルとしております。これで安全な歩行空間を確保することとしております。

加えて、当路線の沿線には県庁、市役所、小学校などの指定緊急避難所や秋田市立総合病院などが立地しておりまして、第二次緊急輸送道路にも位置付けられていることから、電線共同溝による無電柱化の整備も行います。

このことから、当該路線の整備は、市街地の都市内交通の円滑化、通学路の安全確保、さらには防災機能の向上といった、多方面に効果を発揮する事業であります。

次に、戻っていただきまして1ページをお願いしたいと思います。

事業の概要について説明いたします。

事業期間は、平成27年度から令和8年度までを予定しております。

また、総事業費は4.1億円を見込んでおりまして、前回評価時に比べ、事業期間が5年延伸、総事業費が9億円の増となっております。

これらの事業期間の延伸及び総事業費の増額につきましては、昨年度、国交省と協議の上、事業変更の認可を受けたものでありますが、事業期間の延伸の主な理由といたしましては、用地関係者の増による用地補償の遅れでございます。具体的に実際に調査しましたところ、借地ですとか借家ですとかいろいろ想定していた地権者がぐっと増えてまいりまして、それに伴いましていろいろ変更したりしておりまして遅れたものでございます。事業費の増の主な理由としましては、先ほどの用地関係者の増によりまして関係者にそれぞれ補償しなければいけないもの、あるいは実際に調査、事業が始まって調査いたしますので、補償の対象のものが確定しますと、当初より想定できなかったものとかがございます。それに伴って増額しているほか、あとは最近では賃金の向上とか資材の高騰とかもございまして事業費が増加しております。

また、事業の進捗といたしましては、令和3年度末で63%となっております。難航していた用地買収につきましても97%と概ね完了している状況でございます。

現在は、工事に支障となる上水道、ガスなどの地下埋設物の移設補償を進めておりまして、その移設補償が完了した箇所から順次工事を進めている状況でございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。

所管課からの自己評価でございますが、必要性から熟度まで5つの項目につきまして、3ページ及び4ページに評価基準に基づき評価しております。

評価の内容に記載しているとおりでございますが、当事業に期待されている効果といたしまして、秋田市の骨格を形成する主要な幹線道路といたしまして渋滞対策、旭南小学校の通学路としての安全対策や災害時における緊急輸送道路としての防災対策に加え、交通の円滑化による主要な交通拠点や観光地をはじめとする中心市街地へのアクセス・物流が改善されるなど、必要性・緊急性・有効性が高い事業と評価しております。

効率性の観点につきましては、事業の費用便益は2.0と高い数値を得ておりますので、効率性が高いと判断しております。

熟度の観点につきましても、用地買収は概ね完了しておりますので、地元の協力及び秋田市からの早期完成の要望もございまして、熟度も高いと判断しております。

以上によりまして、各観点の評価から、評価点9.3点、ランクIの判定となり、優先度がかなり高いことから、総合評価といたしましては事業継続は妥当としております。

都市計画道路 新屋土崎線の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

太田道路課政策監

道路課政策監の太田です。よろしくお願いいたします。

私からは、道路課所管の事業で継続評価4件、終了評価2件のうち、代表1か所についてご説明いたします。

代表1か所については、終了評価の箇所でございます。

終了評価の箇所は、バイパス建設事業と歩道設置事業でございます。

このうち、路線の重要性及び事業費の大きいことを考慮いたしまして、バイパス建設事業の「一般国道285号 滝ノ沢バイパス」についてご説明いたします。

それでは、インデックスの建-終-01の5ページをお開きください。

真ん中の付近に位置図がございます。国道105号と交わるところが終点で、それから秋田市方面に向かって5.4キロ区間がバイパスを整備したバイパス整備箇所でございます。

戻っていただいて1ページをお開きください。

初めに、事業の背景・目的等については記載のとおりでございます。

続きまして、事業の概要についてご説明いたします。

事業期間は、平成15年から令和元年度までの17年間ございました。

総事業費は61.5億円で、前回評価時の事業費が61億円でしたので、5,000万円の増額となっております。

増額の主な理由としましては、現場で発生した土は環境に配慮して盛土材として使用する予定でありましたが、盛土に適さない土質であることが判明したため、消石灰添加による安定処理工を実施したことにより増額となっております。

次に、費用便益についてご説明いたします。

前回、費用対効果は1.99ということで報告いたしましたが、今回、事業費が増額となったため1.76となっております。

続いて目標達成率ですが、事業効果を把握する指標としましては、県管理国道の改良率を用いており、令和3年度末で目標値の94.1%に対し実績値が94%であり、達成率は100.2%となっております。

次に、事業終了後の問題点及び管理・利用状況についてですが、バイパスの整備により、

地域住民の安全、車両の安全・円滑な通行が図られていると認識しております。

続いて2ページをお開きください。

住民満足度等の状況であります。アンケート調査より、「走りやすくなった」、「冬期交通における安心感が高まった」などの回答を得ており、9割以上の方が満足あるいは概ね満足しているとの結果となっております。

前回の評価時の結果につきましては、特に指摘事項はございませんでした。

次に、所管課の自己評価であります。有効性については、先ほど申し上げたとおり、アンケート調査結果より9割以上の方が満足あるいは概ね満足しているとの回答をいただいております。A評価としております。

効率性は、費用便益が1.0を上回っていることから妥当であったと評価し、A評価としております。

これら有効性と効率性を合わせた総合評価について、地域住民や道路利用者の利便性の向上や交通安全の確保が図られており、住民満足度等からも成果が認められていることから、当事業は妥当性が高いと評価し、A評価といたしております。

評価結果の同種事業の反映状況についてですが、事業開始前の予備調査や設計段階での現場の把握等によって、適正な事業費の算出に努めてまいります。

また、工法の工夫等によるコスト縮減に関しても積極的に取り組み、効率的に事業を進めていくとともに、地域住民や道路利用者から、より高い満足度が得られるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

小野河川砂防課長

続きまして、河川砂防課からでございます。

河川砂防課からは、建設部のA3横資料の2ページ目、継続評価の一番下、新波川がございました。めくっていただきまして次に富士川がございました。さらにめくっていただきまして4ページの終了評価に豊川、それから谷地の2か所がございます。

河川砂防課の説明箇所としましては、終了評価2か所のうち最も事業規模の大きな谷地でございます。そして特筆すべきは事業期間、昭和46年から令和2年度までということで約半世紀にわたる事業がようやく終わったということで、この谷地につきましてご説明させていただきたいと思っております。

建一終一04でございます。

事業の背景・目的につきましては記載のとおりでございますけれども、めくっていただきまして5ページでございます。5ページに写真と図を載せております。東成瀬村に位置しておりまして、成瀬川に落ちていくような地すべりの地形がございます。この上流に成瀬ダムが今建設されているところではありますが、成瀬ダムの下流に位置するところ、左岸側ということになっております。地すべりブロックが幾つも分かれておりまして、さらにその地すべりブロック自体が上下重なり合っております。それから、もう一つ特筆するところは、成瀬川に流れ落ちていくような地すべりではありますが、右下の図をご覧くださいますと、地すべりブロックを少しだけ太い線で囲んでおりますが、C下部ブロックというところが成瀬川を越えてブロックが形成されているということで、いわゆる下越え地すべりというものでございまして、こういった地すべり自体の起工の複雑さ、広さといったものが、こういった事業を進めていく上で時間を要してしまった一因になったのかなと感じているところでございます。対策工としまして、このページの左下に写真を載せております集水井工、柵の中に円筒状の井戸を掘りまして、そこで水を集めて成瀬川の方に抜いてあげると、さらには、その排水トンネルというものも掘りまして、人とかボーリングマシンがこのトンネルに入っていき、水平方向に入っていきのですが、このトンネルを使ってここからも水を集めるボーリングを掘って、それを地すべりブロックの外に排出してきたというところでございます。さらに、その成瀬川の末端部分のところに押さえ盛土工ということで、成瀬川の末端部分に大きなカウンターの盛土を造って地すべりを押さえしてきたというところでございます。以上が工事の概要です。

1ページに戻っていただきまして、総事業費としまして53.6億円ということでございます。

事業費の内訳内容になりますが、前回評価と比較いたしまして集水ボーリングの閉塞したところがございまして、その集水管を回復したことによって配水管の本数を減らすことができたということで1,600万円の減ということにしております。

要因の変化といたしまして、人口減少、下流域の人口減少、高齢化による人的被害の減少に伴い便益が減少したということ、それから費用としまして、申し上げたように再掘削を行う予定であったボーリングは、構内洗浄という比較的安価な方法で対策を取った結果、費用が減少したということで、B/C1.22ということになっております。

目標達成率としましては、指標としまして地すべり危険箇所数、全県の危険箇所に対して対策済みの箇所が幾らなのかというところでございます。実績値としまして25.6%、

達成率が96.2%ということでございます。

自然環境の変化、それから社会経済情勢の変化としましては、記載のとおりとなっております。

2ページに移っていただきまして、住民満足度等の状況でございます。

受益者、一般県民の方にアンケート調査を実施したところではありますけれども、その結果が6ページ、7ページにお示ししているとおりでございます。

東成瀬村建設課、それから受益者の地元の町内会、集落の方にアンケート調査実施いたしました。9月20日、で、回収が9月30日ということでございます。アンケートの調査結果、概ね効果はあった、必要であったということで、結果としては概ね妥当なのかなとは思っておりますけれども、その調査の方法自体、サンプル数が4ということで非常に少ない状況ではありますけれども、意識調査をどう実施するのかというところで悩んだところではあります。事業の開始時期が昭和の時代ということで事業自体をどこまで住民の方々がご存じかというところもありまして、本来であればもう少し住民の方々に事業の説明というものを事前しておくべきであったのかなとは思われますが、概ねその内容としましては好意的に捉えられているのかなということで考えております。

そういうことで、有効性につきましては、住民満足度はAということにしております。

効率性につきましては、費用便益比が1.0を上回っているということでAということになります。ただ、その事業の効果としては、全体的に達成率が8割以上、まあ100%未満ということでBでございますので、合わせまして総合評価としてBということにしております。

それから、評価結果の同種事業の反映状況等でございますけれども、調査段階から現場状況を的確に把握し、それから、その計画にそれをどのように反映させるか、工事実施段階においても長期に及ぶ場合が当然ございますから、いろいろな知見を集積してコスト縮減に努めながら事業効果を発揮できるように選択と集中ということで事業執行を図るということにしております。

河川砂防課からは以上でございます。

伊藤港湾空港課長

港湾空港課長の伊藤です。

港湾空港課関係の継続事業評価1件、秋田港重要港湾改修事業について、説明させていただきます。

建一継一〇八の五ページをお開き下さい。始めにこの事業の経緯について説明いたします。

写真右側に「秋田湾産業新拠点」と記載ありますが、こちらは平成元年に製紙会社が当該地に立地表明し、それに対応するため平成３年からこの埋め立て工事を実施したところでございます。しかし、平成１２年度になり、製紙会社の進出断念を受けまして、平成１３年度に本事業を一旦休止した経緯がございます。

今回の事業箇所は、①飯島岸壁、②岸壁前面の泊地、③岸壁背後の埠頭用地、④新北防波堤、⑤臨港道路となっております。

資料１ページの「立案に至る背景」について説明いたします。

先ほど本事業を一旦休止したとお話ししましたが、その事業休止後、秋田港におきましてはコンテナ貨物やフェリー貨物が順調に増加し、いわゆる国際物流拠点としての重要性が増したことから、平成１８年に港湾計画を改訂、秋田港全体の埠頭の再編をし、この飯島地区の整備が再度進められることに至った背景がございます。

次に、事業の進捗状況ですが、全体事業費は２５億８，０００万円、平成２０年度から再開し、平成２７年度まで新北防波堤と臨港道路、平成２９年度までに岸壁と泊地がそれぞれ完成しており、重要港湾改修事業としましては全て終了しております。

次に、資料２ページの自己評価について説明いたします。

「必要性」について、飯島地区は令和２年度に洋上風力発電事業の基地港湾に指定されており、直轄事業と連携した同一プロジェクトを行っているところでございます。再生可能エネルギー事業での利用などニーズが高い事業であります。

「有効性」について、再生可能エネルギー事業による荷役業務の需要拡大など、地域経済活性化に大きく寄与することとしてございます。

「効率性」について、費用便益２．０４で２．０以上であり、効率性は高いものと判断してございます。

「熟度」について、起債事業にて実施する埠頭用地の舗装工だけが残事業として残っておりますが、洋上風力発電事業に伴い発生した残土を現在この場所に仮置きしており、残事業が実施できず、現在休止している状況でございます。今後は、洋上風力発電事業と調整の上、仮置きしている残土を運搬した後に事業を再開し、令和８年までに舗装工を行う予定としております。

「判定」について、全体として８６点、ランクⅠとしてございます。

「総合評価」について、事業継続は妥当であると判断させていただいております。

終わりになりますが、この事業につきましては現在休止中ですが、洋上風力関連事業と調整を図りつつ、起債事業による埠頭用地整備を引き続き進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

徳重委員長

ありがとうございました。ただいま建設部所管の12件のうち、4件についてご説明をいただきました。

この説明に限らず、諮問箇所に対しての質疑応答にうつりますが、まず欠席の一色委員、小山委員からコメント・質問いただいておりますので、先にこれをご質問したいと思えます。

まず、道路課の建一継一05についてです。一色委員から、コメントと質問があります。この現場を車で通ることが多いのですが、工事前は資料写真のように車線幅も狭く、歩道も人が一人歩くぐらいの余裕しかなく、車で通行していてひやっとしたことが多々ありました。大分工事が進み、日常利用する方々が快適になってきていると思います。しかし、工事完成場所と未完成場所の境目がとても危険と感じています。4ページの中央下の図、残区間L=340mのところ、この図にあるように工事前からとても交通事故が多い場所です。統合小中学校の敷地に接している道路がカーブしているところ、国道13号から静町に向かっての右カーブになるところと市道の変則の丁字路の車線が3方向とも曖昧で、雨天、夕暮れ、夜間など通行するときにカーブの曲がり分かりづらく怖いと感じています。

安全対策や注意喚起をしているようですが、もう少し目立つ安全対策等はできないものでしょうか。この大曲横手線だけではなく、例えば工事期間中の交通事故防止には県の規定などあるのでしょうかというご質問です。

太田道路課政策監

初めに、工事期間中の交通事故防止の件ですけれども、工事を進める上で共通仕様書というものがあまして、それに則って工事期間中は安全対策を行うこととなっております。

それから、現在の状況ですけれども、ご指摘のとおり、この区間は交差点となっており、またカーブもあって大変危険な箇所であると、こちらでも認識しておりますので、再度現地調査をした上で、安全対策について検討してまいりたいと考えております。

徳重委員長

ありがとうございます。是非ご検討いただければと思います。

次は、小山委員から、建一終一〇一と〇二でアンケートの結果ございますが、この自由意見の中で、すぐに対応できること、予算化が必要なことなどがあると思いますが、これは回答されているのでしょうかというご質問です。

太田道路課政策監

アンケートは基本的に無記名ですので、回答はしていないというのが実情でございます。

徳重委員長

何らかの次のアクションにこのアンケートを結びつける仕組みみたいなものはあるのでしょうか。

太田道路課政策監

特別、今はないため、必要があれば、今後周知の方法等検討していきたいと思っております。

徳重委員長

はい、分かりました。

次も小山委員からです。河川砂防課の、建一継一〇六です。高尾山からの雄物川の蛇行の風景が好きで、新波川へのバックウォーターが解消されると期待します。ここだけでなく、温暖化、気候変動により洪水が起きる場面が増えています。バックウォーター対策と解消地域住民への周知をお願いしたいと思っておりますというコメントかと思っておりますけれども、何かこういったことの周知というのはあるのでしょうか。

小野河川砂防課長

新波川に関しましては、バックウォーター対策として雄物川の本線があがった場合のバックウォーターということでございますけれども、今、国交省では、その合流点のところに大きなゲート、東北でも屈指の規模のゲートを造っているというところがございます、それでバックウォーターが全て解消されるかというところではなくて、やはりその計画規模を越える超過洪水が来た場合は、もっとすごい被害が起きるかもしれないということは常に河川管理者としては地域住民の方に言っていかなければならない、そういう必要性があると思っております。

併せまして、新波川につきましては、現在は水位を周知する河川になっておりませんので、来年度を目指して水位周知河川に上げるということを検討しております、併せまし

て、市町村が作るハザードマップの基になる浸水想定区域図を現在作成を進めているところでございまして、そういったソフト対策と併せ、沿線住民の方々に、新波川に限らず全県的に広く伝えていく必要があると思っております。非常にありがたいご指摘だと思っております。

徳重委員長

ありがとうございます。

もう一件、建一終一〇三についてですけれども、一〇ページから一一ページの豊川的环境について、県は一生懸命にやっているのに地域の方の関心が薄いようなアンケート結果にちょっとがっかりしました。あつて当たり前の環境なのではないかということで、これなかなかコメントが難しいかもしれませんが。

小野河川砂防課長

先ほど谷地地区のところでもアンケートの在り方について、課題があったのかなと申し上げたところではありましたけれども、やはりその事業の効果を地域の方々にいかに知っていただくかということは非常に大事なかなと思っております、特にその豊川環境につきましても、河川整備計画というものを県が作って国に提出いたしますが、その計画を作る時点で環境省とやりとりをさせていただいて、環境部分につきましてもその環境省の方とお話しをさせていただいた上で計画が出来上がっておりますので、在来種などを極力残すようにということで配慮しております。そういった配慮の結果が、もともと豊かで周りの自然と調和している河川に対して特別な印象をお持ちにならなかったのかなというところなのかなというふうに感じているところでございます。

徳重委員長

逆に、あつて当たり前の環境の方が安心できるのかもしれませんが。ありがとうございます。

では、委員の皆様からご質問等いただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

今ご説明以外のとこに限らず、全体のところからご質問いただいても結構です。永吉委員。

永吉委員

ご説明いただいた建一終一〇四のアンケート結果のところですが、八ページです。二つほど質問と一つ意見ございます。一つずついきます。

問七ですが、どのように変わったと思いますかと、自然環境について問いかけてるわけですが、全員が「どちらとも言えない」ということでグレーになっているということです。

取り方によっては、事業の前後で自然環境に変化がなかったのに、いいことなんじゃないかなとも捉えられるのですが、そういう趣旨であれば、問いかけ方を変えた方がいいのではないかと思いました。どのように変わったと思いますかではなく、変化があったかなかったかという感じで、良くなった、悪くなったという問いかけではないような質問にするべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

小野河川砂防課長

おっしゃるとおりだと思います。問いかけ方が、この場合、自然環境ですので、地すべり対策事業の場合はなるべくその自然を変えないといえますか、動いては困るわけですから動かないようにということで、先ほど概要の説明で申し上げました成瀬川が攻撃するところのちょっと上のところにカウンターで盛土をしましたが、その盛土に対しては植生をしたというところがありますけれども、それ以外はほとんど現地の地形とか、地すべりで幾らかはクラックなんかはありますけれども、変わってないわけですので、その設問の仕方自体を、良くなった、悪くなったという物差しではなく、別の表現でもう少し分かりやすいような、回答する方が回答しやすいような表現を検討していきたいと考えます。

永吉委員

分かりました。ありがとうございます。

それに近いような部分で、例えば問8も、一見すると灰色と赤色なので、色だけで捉えようとするあまりいいイメージじゃないですが、実際は、改善点がないと、どちらとも言えないわけですね。「改善点はない」が青の方が視覚的に安心感を与えるというか、良好なアンケートの回答として見えるのですが、色は逆じゃないのかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

小野河川砂防課長

確かに色で受ける印象で、大分変わってくるころはあろうかと思いますが、見せ方をもう少し工夫し、改善の余地があろうかと思いますが、アンケート全体も含めまして必要箇所を改善してまいりたいと思います。

永吉委員

はい、ありがとうございます。

今の2つはアンケートの細かな内容についてですが、問6のところは、なぜこのような回答になったのか、理由をお聞きしたいなと思います。もし何か、今後はこうしていきたいということがあれば教えていただければと思います。

小野河川砂防課長

この問6に関して「適切でない」というところが4分の1あるわけですが、本来であれば、この設問の後に、なぜそうなのかという自由意見を設けるべきであったのかなとも思いますけれども、実際この4分の1の方に、この後追加で問いをしているわけではなく、実際なぜ適切でないかということまでは把握しているところではありません。ありませんが、回答いただいた方はこちらで把握できておりますので、なぜなのかというところを、次の事業に向けて参考にもなりますので、何かしらの方法で適切でないところを一つ課題として挙げるとすれば何かあるのかというところを、把握するように努めてまいりたいと思います。

永吉委員

はい、ありがとうございます。一応、回答理由に一つだけ、整備した施設の内部に入ったことがない、どのように管理しているかについては知らないというコメントもあったようなので、その辺も何か参考にされて次回の改善につなげていければいいのかなと思いました。

以上です。

徳重委員長

ありがとうございます。

これに関して一つだけ教えていただきたいのですが、昭和46年から始まったということは、先ほどの問8などもそうですが、その前のことをご存じの方が答えていらっしゃるのでしょうか。例えば環境に変化があったかどうかの問いは、その前のことも覚えていらっしゃる方が対象となっているのかなと思います、こういった長期の、50年以上経つ事業に対して、その間災害が起きていなければ、効果があったのかなかなか実感しづらく、自然環境もどれぐらい変わったのか、子どもの頃の記憶と今の記憶とすり合わせて答えるのも難しいし、逆にそれをどう評価に生かすのかというのもなかなか難しいので、非常にご苦労されるとこなんだろうなと思いますながらご説明を伺っておりました。以前ここは災害が起きたのでしょうか。

小野河川砂防課長

5ページをご覧くださいますと右下に図がありますが、その図の真ん中あたりに災害ブロックというところがありまして、ここは明確に災害が発生した場所でありまして、それ以外のブロックにつきましては、じわじわと動いているというところがございます。

徳重委員長

今、災害っておっしゃったのは昭和46年以前のお話ですか。

小野河川砂防課長

災害ブロックについては、平成の時代です。

徳重委員長

例えば強首集落に行くところまで洪水が来ましたというラインがありますよね。そのようなサインがあると、地元の人たちは、こういうことが起きて、こういうことがあったんだと実感が湧いてくるのかなとも思いながらお話伺っておりましたが、何かそういった周知はなされているのでしょうか。

小野河川砂防課長

公共事業が終わったときの周知の仕方については、どのように効果があるというのがどちらかというところと今までできていない部分もかなりあったかと思っておりますので、ただ昭和46年の話になると記録自体があまり残っていないというところもあり、あってもその記録を、どこまで今現在お住まいの方に対して当時の写真や図面なんかを見せて、これこれこうだったんですよと、今はこうなりましたと、比較できるようなものがあれば一番分かりやすいのかなと思っておりますけれども、申したとお見やすい絵柄がなかなかないというのが正直なところでして、こういった長い期間の場合の見せ方は、ひとつ課題として挙げられるのかなと思っておりますので、要検討ということにさせていただければと思います。

徳重委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょう。荻野先生。

荻野委員

今のコメントについて、私も同じようなことを考えておまして、事業期間が長いので、こういうアンケートは難しいと思います。妥当な評価が得られにくいと思います。ですが、今のルール上では、こういうアンケートを実施して住民満足度を把握しなければいけないということですので、これはこれとして一つの結果として受け止めるということがまず重要で、その上で、結果としてB/Cが1.2とあまり高くない結果となっていて総合評価がBになっていますが、これは一つの今ある枠組みのルールの中での結果なのかなと思います。それを踏まえて、この委員会として公共事業の評価をどう評価するかというのはまた別で、こういう事情があるものですから、このアンケートの結果とは別に委員会として

どのように評価するのかというところがまた一つ大事なところかなと私は考えていました。

そういう意味でこの事業を見てみますと、非常に大規模な地すべりを対策されているというところですか。長期間かかったのも相当の理由が認められるということで、事業費も妥当と見受けられますので、実質この評価としては、ここに出ている数字以上には確保できていると私は感じておまして、そういう意味では、この委員会としてはきちんと事業がなされたという評価をするべきなのかなと見ています。

例えばB/CのB、資料の建一終一〇二の４ページの②、便益のところ、8, 547というふうに計算されていますが、この計算はどのようにされているのかなと思って見ていました。多分、地すべりの対策は被害軽減便益の計算が結構難しいのではないかなと思っておまして、例えば潜在的なリスク、どこら辺まで計算されているのか。例えば地すべりが起きて河川閉塞が起きてしまったとなったときに、土砂ダムができて、そうなったときの下流域に及ぼす影響なんていうのは、なかなか正確には計算するのは難しく、これ多分ものすごい規模の被害になると思うので、そういうことも考えると潜在的なリスクを諸々含めて考えると、このBというのはいくらか高く見積もられるべきであって、そう考えると必然的にB/Cも大きくなり、実質的な評価はいくらか上がるのではないかなというふうに見ていました。その辺もし何かコメントありましたら、Bについての算定ですかその辺を伺いたいと思います。

小野河川砂防課長

Bにつきましてですけれども、おっしゃるとおり地すべりが発生して成瀬川が閉塞して天然ダムが出来上がると、そこからさらにその天然ダムが壊れて下流域に影響を及ぼすというところ、シミュレーションはなかなか難しいですが、大体ある程度のところまでは流下するだろうなという想定はできておりましたので、そういったその被害が及ぶ範囲に人家がどれだけあるのかと、農地がどれだけあるのかというところでもってBを算定しております。

荻野委員

できる範囲では計算には含めているということですね。了解しました。

徳重委員長

よろしいですか。ほかいかがでしょう。込山委員どうぞ。

込山委員

建一継一〇五について、簡単な質問ですが、用地買収困難ありと書かれておりますが、

1 ページ目に令和6年度末時点で供用予定と書いてあるので、概ね目処はついているという理解でよろしいでしょうか。

太田道路課政策監

ここの用地問題については、相続の問題でなかなか任意交渉による契約が成立しないということで収用に向かひまして、令和6年度買収して、工事が完了するという予定で今考えております。

込山委員

分かりました。

もうひとつ、こちらは今日、私バスで通過してきた建一継一〇一ですが、今日も途中で少し止まった感じでしたけれども、実際に交通を確保しながら工事を進めていく上でいろいろ工夫されることがあるかと思いますが、そのあたりについて何か補足説明等ございますでしょうか。

鈴木都市計画課長

今、歩道のところで電線共同工をメインに行っておりますけれども、いずれ車道の工事になりますと通行止めにはできない路線でありますので、2車の部分を1車ずつの片側とかにしながら、歩道とかも仮設とかを併用しながら交通安全対策をしっかりと警察、公安委員会と協議もしながら進めていくことになろうかと思っております。

込山委員

本格的に工事が進んでいき、交通制限も必要というときに、迂回路を上手に案内するとか、うまく配慮した方がよろしいのではないかなというふうに感じております。

あと1点、河川砂防に関連する話ですが、昨今集中豪雨等の発生が頻繁になっており、今年50年かけて完了したという話もありましたが、長い年月をかけて整備をしていく上で計画変更がこれまでもあったのか、あるいは今後もしかしたら想定されるのかとか、そのあたり現状を踏まえて何かご意見があればお願いします。

小野河川砂防課長

気候変動の関係で、今、全国的にはですけれども、特に国管理の河川で今後雨がどれだけ増える、流量がどれだけ増え、洪水の回数がどれだけ増えるというようなことが全国的に大体数値で示されてきておりますので、それによって国の河川ではどれだけ流量を計画レベルを増やしていけばいいのかという検討が既に全国で5つぐらい先行して検討されているようです。いずれ秋田県の河川にもそういった話が及んでくるのかなとは思いますが

れども、あくまでも国レベルの河川ですので、まずはその大きい幅の広い河川の方からそういった見直しを始めて、順番に県が管理するレベルの河川にその計画の変更なりが及んでくるのかなとは思いますが、まだ具体的にいつどのようになるところは明確にはなっておりませんので、いずれそんなに遠くない将来にそういう計画の変更を見直す必要性が出てくると思いますので、県としても、そこら辺はきちっと計画レベルをどこまで上げたらいのかということについて意見をしていきたいと思います。

徳重委員長

ほかございませんでしょうか。あ、どうぞ。

名取委員

建一継一〇二と〇四について質問一つと、もう一点、別の質問があります。

〇二、〇四両方とも自然地を通る道路のバイパス工事と理解しましたが、バイパス工事後の旧道路のところはどのようになるんでしょう。自然再生させるとか、使わなくなった部分の用途について計画がありましたらお伺いしたいと思います。

太田道路課政策監

まず〇二の方は、ほぼバイパス計画でございます。トンネルが主となるバイパス計画をしておりますけれども、旧道となる部分については市道に落とすということで、由利本荘市と協議をしている状況です。〇四については、一部大きなバイパスはありますけれども、現道を広げるということもございまして、一部残るところについては大館市と旧道処理について協議中であります。

名取委員

分かりました。ありがとうございます。〇四のところについては、国立公園につながる道ということで何らか再生するのであったらそういう配慮する意義があるかなと思いきコメントをしました。

もう一点、建一終一〇二についてですが、1ページ目、自然環境の変化というところで、「地形改変部は、可能な限り緑化を行い」とありますが、この緑化はどのようにして行ったのでしょうか。意図としては外来種を使った緑化というのはできるだけ避けたいということでの確認です。

太田道路課政策監

ここは外来種の人工芝というものを張っております。

名取委員

はい、分かりました。自然環境対策としては、外来種が拡散しないような配慮が必要と考えます。

徳重委員長

いかがですか。

私から最後に、建一継一〇八の港湾区画の整備について教えていただきたいのですが、ずっと整備が進んでおり、先ほどのご説明ですと陸上の残土が今あるというような状況で、それが撤去された後に、具体的に進んでいくのだろうと感じていますが、先ほどご説明があったような製紙会社がいなくなって、秋田港湾自体計画が、いろいろな事情で変わってきているのも存じ上げておりますが、将来的には多分再生エネルギー関連、今の洋上風力関連と、あとは船舶等、運送系の両方の流通も含めた機能を持たせる想定で今進められているという理解でよろしいでしょうか。

伊藤港湾空港課長

公共岸壁でありますので、現在は、港湾区域内の洋上風力発電事業者が背後の一部を使って工事を実施しているところです。一般貨物も扱える公共埠頭でございますので、一般海域の事業者の使い勝手によって、利用形態がまた変わってくるものですから、その辺も見ながら、今後検討していきたいと考えているところです。

徳重委員長

再生エネルギー関連で今後ますます沿岸部の整備が進んでいくと思いますが、そのためのバッファーというイメージという理解で良いでしょうか。

伊藤港湾空港課長

はい、その位置づけもございます。

徳重委員長

ありがとうございます。

それでは、概ね意見が出揃ったということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

徳重委員長

では、委員会として意見を集約したいと思えます。

本日いただきました各委員の意見を今後の業務を行う上での参考としていただくものとし、県の評価を妥当と認めて、県の対応方針を可ということで決定してよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

徳重委員長

はい、ありがとうございます。それでは、県の対応方針を可とするものとして決定いたします。

そのほかに何か委員の皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の審議を終わりたいと思います。

進行を事務局の方へお返しします。

司会

ありがとうございます。

委員長におかれましては、長時間にわたる議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、多くの箇所の審議となりましたが、ご協力いただき感謝申し上げます。

それでは、事務局から1点ご連絡です。本日の審議の議事録に関しましては、事務局で案を作成しまして、皆様にご確認いただいた上で県のホームページに掲載という流れになりますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。長時間にわたってのご審議、本当にありがとうございました。